

100TH
ANNIVERSARY

創立100周年
記念特集号

2026

日本の信託



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL:03-6206-3981
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



信託協会

検索

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、
信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別
の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

令和8年7月発行



2026年1月に信託協会は100周年を迎えました

100年の歴史の中で、我々信託の担い手は、委託者から託された大切な財産を受益者のために管理、運用するという信託の仕組みを礎としつつ、お客さまのニーズの実現や社会課題の解決を図り、商品やサービスを進化させてきました。

これからも、社会基盤を支えていくという責任を認識し、専門家として、時代の変化に対応した新たな価値を創造し続けてまいります。

信託機能の発揮による強い経済と豊かな社会への貢献

我々は、インベストメント・チェーンにおいて、年金などの資産運用を行う主体であるとともに、各主体の取組みを支えるさまざまな役割を担っています。我々は、その重要な役割を、これまで以上に確りと果たしていくことで、資産運用立国を更に進め、強い経済の実現に貢献してまいります。

また、近年では、社会構造の変化に伴い、少子高齢化、生産年齢人口の減少、教育機会の均等確保など、課題は多様化の様相を呈しています。今後、益々変化する、多様な社会課題に対し、信託機能を発揮し、弛まぬ挑戦を続け、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

さらに、テクノロジーを活用し、お客さまに提供する商品やサービスの利便性向上を図るとともに、新しい金融サービスの創出に向け、努力を重ねてまいります。加えて、スタートアップ企業へのガバナンスに関するご支援など、次代の担い手の成長に資する取組みを進めてまいります。

100年積み重ねた信頼の一層の向上

信託の本質は、委託者・受益者からの受託者に対する高度な信頼関係にあります。受託者としての責任を全うするには、委託者や受益者に対して誠実に向き合うお客さま本位の姿勢と高い職業倫理を体現する必要があります。

次の100年においても、お客さま本位の姿勢のもと、不断に、倫理意識を高め、専門性強化に取り組み、信頼の一層の向上に努めてまいります。

1	信託の仕組み	3
2	信託業の担い手	4
	信託兼営金融機関、信託会社	4
	信託銀行等の店舗の設置状況	4
	信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店の設置状況	4
	信託受益権の販売	4
3	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み	5
4	主な信託商品等	6
	(1) 個人向け	7
	金銭信託	7
	結婚・子育て支援信託	7
	遺言代用信託	8
	相続関連業務	8
	投資信託	9
	不動産業務	9
	(2) 法人向け	10
	年金信託	10
	財産形成信託	10
	株式交付信託	11
	資産流動化の信託	11
	資産保全を目的とする信託	12
	担保権の信託(セキュリティ・トラスト)	12
	受益証券発行信託	12
	有価証券の信託	13
	証券代行業務	13
	不動産業務	13
	(3) 公益・福祉	14
	公益信託	14
	特定寄附信託	15
	特定贈与信託	15
	後見制度支援信託	16
5	信託協会創立100周年記念特集	17
	(1) 信託協会100年のあゆみ	17
	(2) 信託協会創立100周年記念事業	25
	(3) 数字で見る100年	27
6	信託業界・協会を巡る動向	28
	(1) 主な出来事	28
	税制改正に関する要望	28
	規制改革に関する提案	28
	(2) 信託業界・協会のこの1年間の動き	28
7	信託協会の概要	29
	(1) 目的および事業	29
	(2) 組織	29
	(3) 信託協会加盟会社一覧	30

1 信託の仕組み

信託とは、「委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする」制度です。

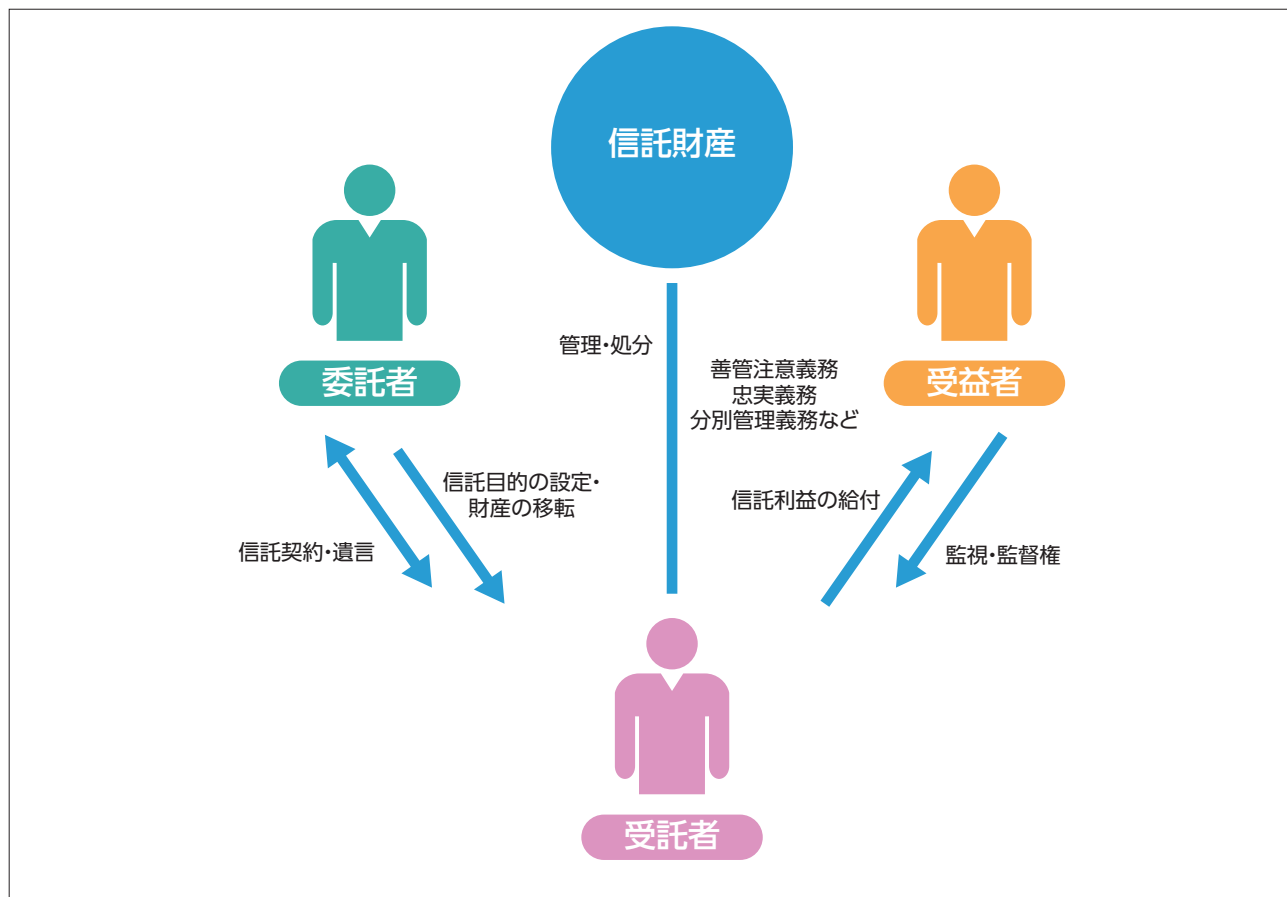
財産の管理・処分を任せたい人（委託者）は、「誰のために」、「どういう目的で」ということを定めて信頼できる人に財産を託し（信託する）、財産を託された人（受託者）は、その財産を受益者のための財産として、信託した人（委託者）の定めた目的の実現に向けて管理・処分を行います。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などといった厳しい義務が課せられています。

信託協会ホームページでは、信託の仕組みについて、動画でやさしく解説しています。



●信託の仕組み



●受託者の義務

- 善管注意義務
受託者は、財産管理の専門家として、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。
- 忠実義務
受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。
- 分別管理義務
受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

●フィデューシャリー・デューティー

近年では、「フィデューシャリー・デューティー」という言葉がさまざまな場面で使われています。これは、他者の信頼に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称として使われており、信託の受託者はフィデューシャリー・デューティーを負う者の典型とされています。

2 信託業の担い手

■信託兼営金融機関・信託会社

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法(設立) 兼営法(信託業務の兼営認可) 注2	免許 注2	銀行等の金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務

※兼営法：金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

■信託銀行等注4の店舗の設置状況(令和8年3月末現在)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	8	11	358	12	39	208	19	7	33	695

※本表は、信託兼営金融機関14社（都銀および地域金融機関等を除く）と信託会社33社の店舗数です。
これ以外に地方銀行等(5,181店)が信託業務を営んでいます。

■信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店の設置状況(令和8年3月末現在)

(単位:行・金庫・組合・社・人・店舗)

業 態			代理店数	取扱店舗数
法 人	金 融 機 関	信 託 銀 行 ・ 都 市 銀 行 等	12	2,122
		地 方 銀 行	58	4,559
		第 二 地 方 銀 行	27	1,987
		信 金 中 金	1	15
		信 用 金 庫	197	4,998
		商 工 中 金	0	0
		信 用 組 合	56	817
	関 係 人	信用農業協同組合連合会	16	22
		農 業 協 同 組 合	131	857
	計		498	15,377
事 業 会 社 等		39	2,142	
個 人		0	0	
合 計		537	17,519	

■信託受益権の販売

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。令和8年3月末現在で、60社が認可を受けています。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 令和8年3月末現在で、運用型信託会社13社、管理型信託会社25社が営業しています。

注4 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます（以下、本冊子で同じ）。

3 信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数) (注1) (3月末現在)

(単位:兆円)

機能別分類	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
資産運用型信託 (注2)	125.4	127.0	135.6	136.3	140.1
金銭信託	35.1	37.8	38.8	41.3	41.5
年金信託	33.6	32.9	34.5	36.5	37.3
金銭信託以外の金銭の信託	2.4	2.6	3.1	4.1	4.3
有価証券の信託	48.8	48.5	54.0	52.3	54.7
包括信託 (注5)	5.2	5.0	5.0	1.9	2.1
資産管理型信託 (注3)	1,211.3	1,247.4	1,392.3	1,508.1	1,671.1
金銭信託	48.9	51.9	54.5	54.9	57.4
年金信託	56.4	57.2	59.9	62.6	66.4
投資信託	262.5	273.4	302.0	334.3	364.8
金銭信託以外の金銭の信託	57.9	59.9	63.4	63.6	69.9
再信託	552.7	561.6	617.5	688.3	753.0
包括信託 (注5)	232.8	243.2	294.7	304.2	359.3
資産流動化型信託 (注4)	103.6	113.1	121.0	131.2	138.4
金銭債権の信託	46.2	49.4	51.0	54.5	53.7
不動産の信託	54.3	60.0	66.4	72.6	79.9
その他とも合計	1,524.7	1,547.8	1,702.5	1,825.6	1,994.2

信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) は、日本においてもさまざまな主体において多様な取り組みが行われています。

信託銀行等では、SDGsの達成に向けて、環境への負荷や倫理的な側面等といったESG (注6) 要因を考慮した信託財産の運用、少子高齢社会における資産形成、資産の管理・承継などの問題に対応する信託商品の開発 (注7)、コンサルティング業務における顧客のESG活

動を支援する提案などに取り組んでいます。

また、SDGsの視点を取り入れた投資家との対話、金融経済教育の提供、環境保全活動の支援などにも取り組んでいます。

なお、信託協会においては、令和3年度に「企業のESGへの取り組み促進に関する研究会」を設置し、学術研究者、関係業界団体、コンサルティング会社等とともに研究を行い、令和4年3月に報告書「ESG版伊藤レポート」 (注8) を取りまとめ、公表しました。



ESG版伊藤レポート



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

(注1) 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

(注2) 資産運用型信託とは、受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

(注3) 資産管理型信託とは、受託者(信託銀行等)が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいいます。

(注4) 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

(注5) 包括信託とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものをいいます。

(注6) Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)

(注7) 近年、信託銀行等においては、高齢者の認知・判断能力が低下した場合でも、資産運用を継続して生活費などの支払いを可能にする商品、代理人による出金を可能にする機能を付けた商品などを提供しています。

(注8) 報告書の全文はQRコードからご覧いただけます。

4 主な信託商品等

信託銀行等が取り扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

なお、このほかに、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、投資信託・保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

(1) 個人向け

金銭信託

→ P7

結婚・子育て支援信託

→ P7

遺言代用信託

→ P8

相続関連業務

→ P8

投資信託

→ P9

不動産業務

→ P9

(2) 法人向け

年金信託

→ P10

財産形成信託

→ P10

株式交付信託

→ P11

資産流動化の信託

→ P11

資産保全を目的とする信託

→ P12

担保権の信託
(セキュリティ・トラスト)

→ P12

受益証券発行信託

→ P12

有価証券の信託

→ P13

証券代行業務

→ P13

不動産業務

→ P13

(3) 公益・福祉

公益信託

→ P14

特定寄附信託

→ P15

特定贈与信託

→ P15

後見制度支援信託

→ P16

おすすめ動画

信託協会ホームページで
やさしく解説!



動画で学ぶ信託

金銭信託

金銭信託には、さまざまな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付きの合同運用指定金銭信託(一般口)や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄・投資手段として、広く利用されています。

●特約付きの金銭信託

金銭信託は、信託の目的や期間、支払方法などの特約を付けて、さまざまな形で利用することができます。最近では、認知症などで判断能力が低下していく状況に備え、財産を守るために、解約制限や支払時に家族の同意を必要とする特約を付けたり、毎年、家族等に一定金額ずつ生前贈与する特約を付けたりするものもあります。

おすすめページ



イチから 金銭信託

結婚・子育て支援信託

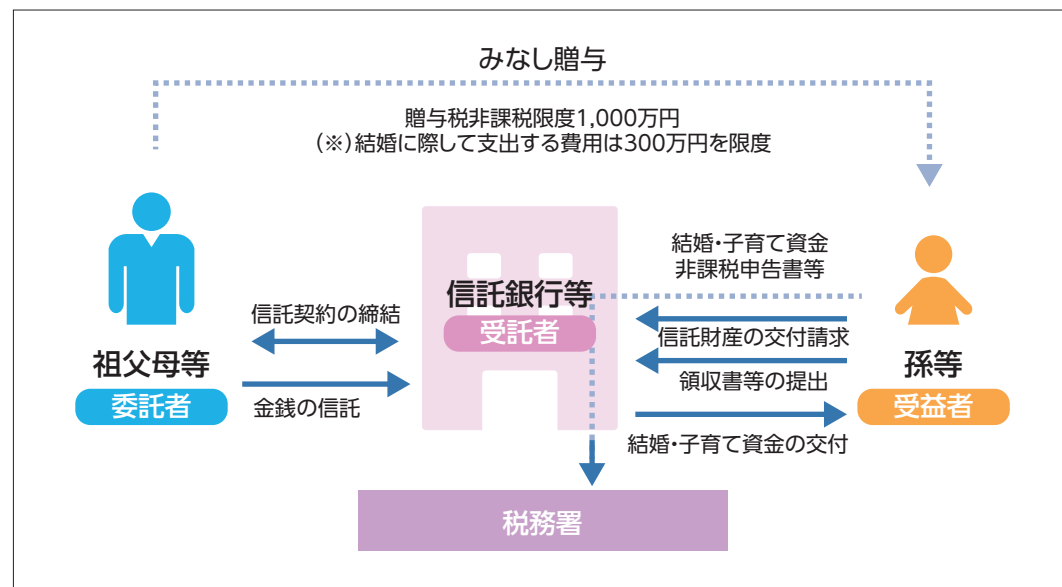
結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です(ただし、令和9年3月31日までの間に信託されたものに限られます)。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者

の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において18歳以上50歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

なお、結婚・子育て支援信託の契約数(累計)は8,243件、信託財産設定額(累計)は266億円(令和8年3月末現在)となっています。

●結婚・子育て支援信託の仕組み



おすすめページ



イチから 結婚・子育て支援信託

おすすめページ



マンガ 結婚・子育て支援信託

●結婚・子育て資金の範囲

- 結婚・子育て支援信託は、次のような資金のために利用されています。
- ①結婚に際して支出する費用(挙式・結婚披露宴などの費用、結婚を機に住む家賃・敷金、転居費用など)
 - ②妊娠、出産または育児に要する費用(不妊治療・妊婦健診・出産のための費用、産後ケア費用、受益者の小学校就学前の子の医療費、受益者が通う幼稚園、保育所、ベビーシッターなどに支払う費用)

※詳細についてはこども家庭庁ホームページ等をご確認ください。なお、左記①の金銭について、非課税となる金額の上限は300万円となります。

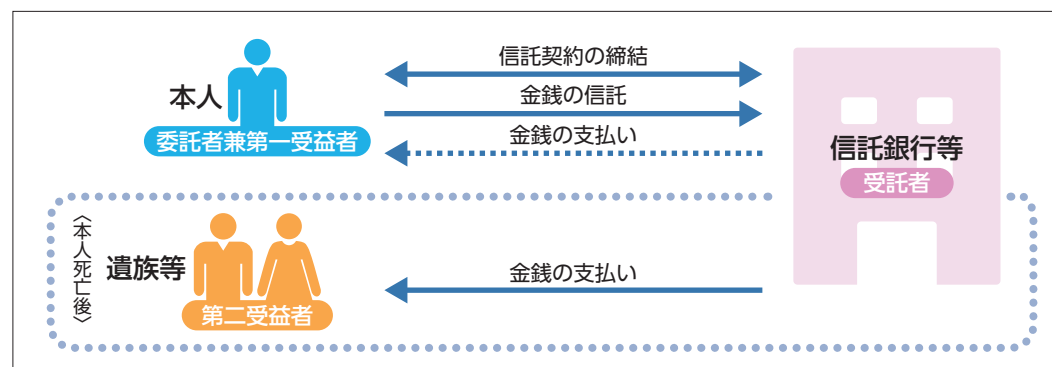
遺言代用信託

超高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて配偶者・子の生活の安定を図るためなどの目的で信託が活用されています。

信託銀行等ではさまざまなニーズに合わせて、例えば、委託者本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者・子等を受益者として相続発

生時に一時金、または年金のように定時定額で金銭を支払う遺言代用信託を取り扱っています。このほか、あらかじめ決めた人に、複数世代にわたって資産を承継する後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を取り扱っています。

●遺言代用信託の仕組み



おすすめページ



動画で学ぶ信託

■遺言代用信託の受託件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度合計	17,510	15,384	12,314	12,703	13,000
累計	220,235	235,619	247,933	260,636	273,636

※累計の受託件数は年度末現在の計数です。

●信託の仕組みを利用した事業承継

信託の仕組みを使って、中小企業の経営者等が亡くなった場合に事業を円滑に承継する方法があります。
例えば、中小企業の経営者等が、あらかじめ後継者を指定して自身が保有する自社株を信託銀行等に信託し、経営者本人が生存中は自ら議決権を行使し、死亡後に信託銀行等から後継者に自社株が交付さ

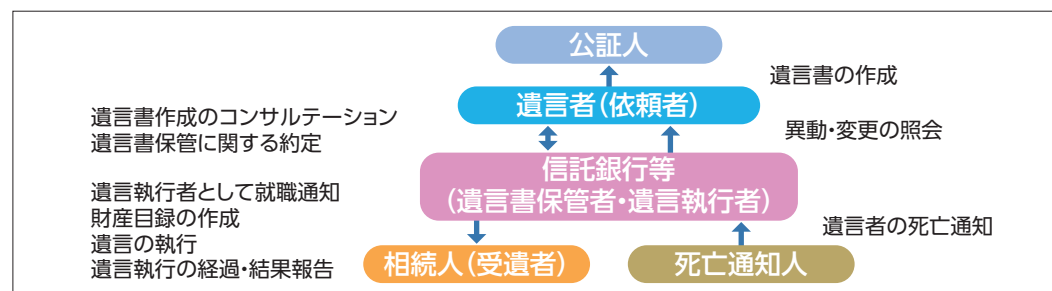
れるようにしておくというものです。
これにより、実質的な経営権を持ち続けながら、相続による経営の空白期間を生じさせることなく事業の継続・承継をスムーズに行うことができます。

相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務への関心が高まっています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続きなどを行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

●遺言信託業務の仕組み



おすすめページ



動画で学ぶ信託

(2) 法人向け

■相続関連業務の実績の推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
遺言書の保管件数	172,861	187,300	199,552	212,087	221,102
保管のみ	8,999	11,555	13,815	16,105	16,737
執行付	163,862	175,745	185,737	195,982	204,365
遺産整理	7,211	7,702	7,772	7,177	6,901

※遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の件数は年度中の実績です。

投資信託

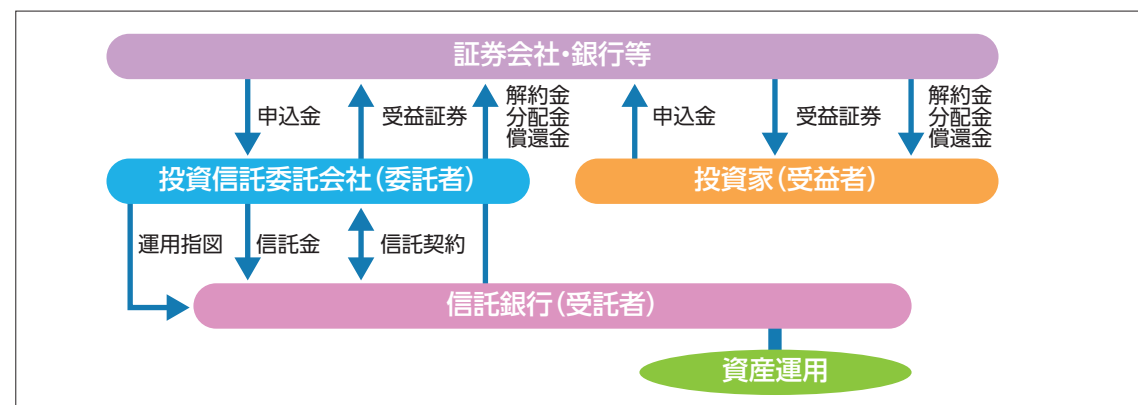
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、364兆円(令和8年3月末現在)となっています。

●投資信託(委託者指図型)の仕組み



※投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と、信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

●少額投資非課税制度(NISA)

平成26年1月に導入されたNISAは、制度の抜本的拡充・恒久化が図られ、令和6年1月から新しい制度が開始されました。

	つみたて投資枠	成長投資枠
	併用可	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	
口座開設期間	無期限	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(現行のつみたてNISA対象商品と同様)	上場株式・投資信託等(①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上	

不動産業務

信託銀行等は、住宅や店舗・ビルなどの売買・賃貸の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲など、さまざまな不動産業務を展開

しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

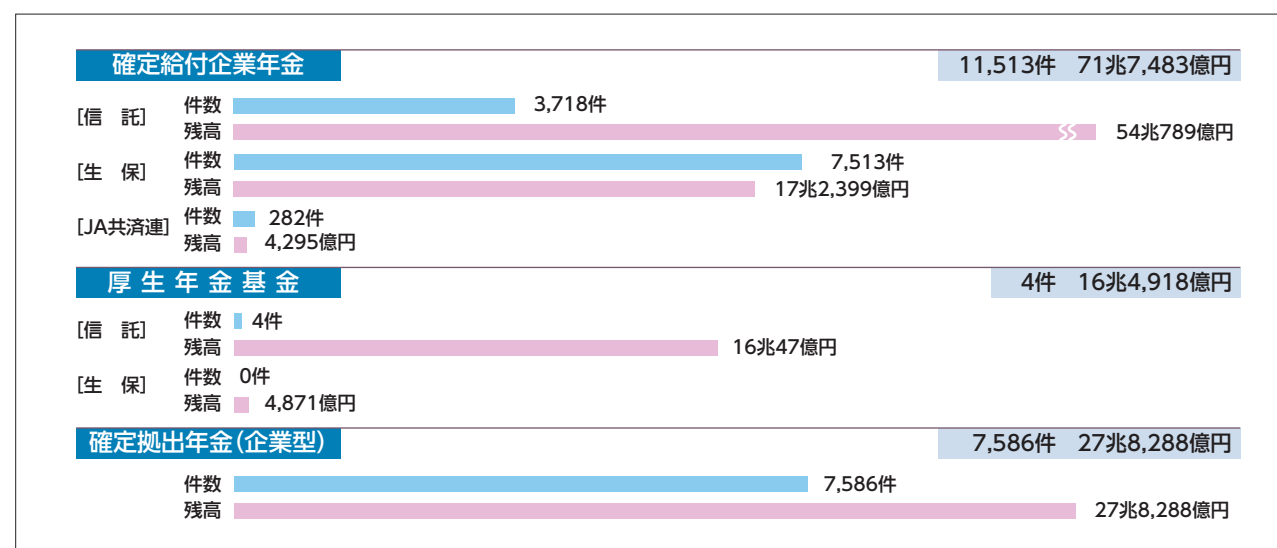
信託銀行では、確定給付企業年金信託、厚生年金基金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人204人、アクチュアリー212人(令和8年3月末現在)を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は5兆8,297億円(令和8年3月末現在)となっています。

■企業年金の受託概況(令和8年3月末現在)

(単位:件、億円)



- ※1. 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。
 ※2. 受託残高は、時価ベースです。
 ※3. 件数は、確定給付企業年金が制度数、厚生年金基金が基金数、確定拠出年金が規約数です。
 ※4. 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

●確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を行う企業年金制度です。

確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

●確定拠出年金

確定拠出年金は、加入者(従業員等)の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。

確定拠出年金には、企業型と個人型があります。

企業型の確定拠出年金については、令和4年5月からは加入可能年齢が70歳未満まで拡大されました(ただし、企業によって加入できる年齢は異なります)。

個人型の確定拠出年金(iDeCo)については、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、基本的には20歳以上60歳未満の方、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方等が、任意で加入できます。なお、令和8年12月からは加入可能年齢が70歳未満の方まで拡大される予定です。

財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成

形成年金信託、財産形成住宅信託などを取り扱っています。

株式交付信託

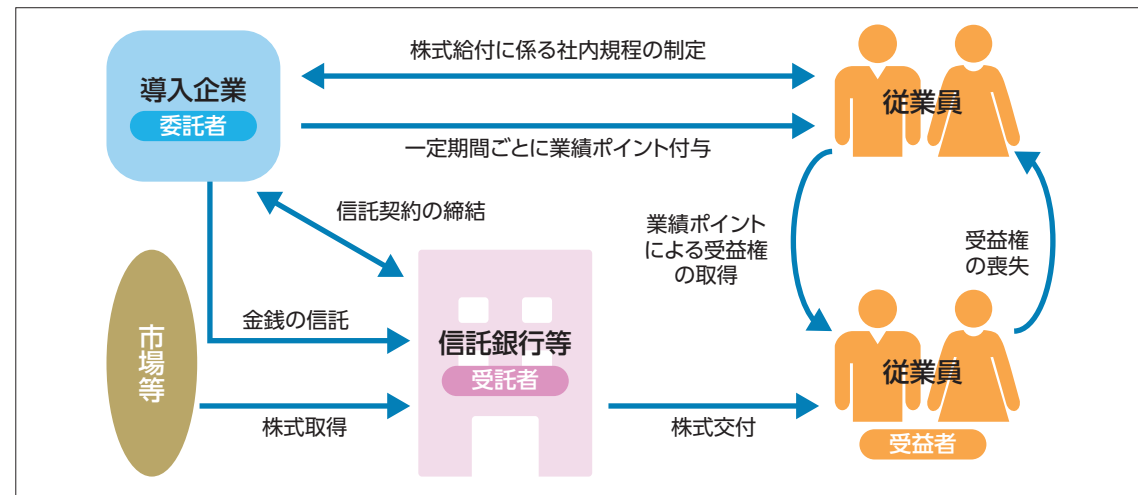
株式交付信託とは、従業員や役員に自社の株式を取得させることにより、従業員の福利厚生の実現や役員へのインセンティブ付与を図るための信託です。

従業員向け株式交付信託とは、従業員が自社株を取得し、その株価上昇による経済的な利益を享受することができる信託で、従業員等に信託を通じ

て自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

役員向け株式交付信託とは、役員に対して、業績目標の達成度などに応じて、在職時または退職時に自社株を交付する信託で、役員に株式が交付されます。

●株式交付信託(株式給付型)の仕組み

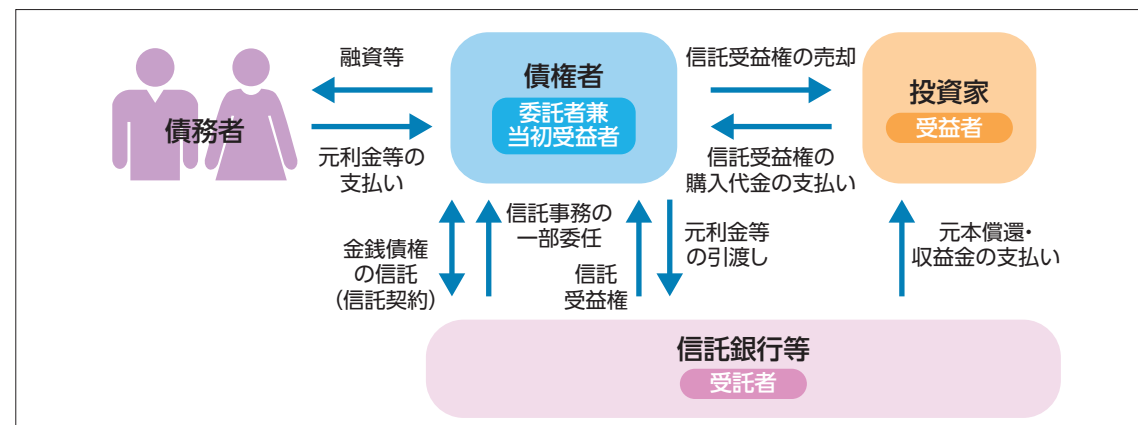


資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は138兆円(令和8年3月末現在)です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権などの貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託などがあります。

●金銭債権の信託の仕組み



資産保全を目的とする信託

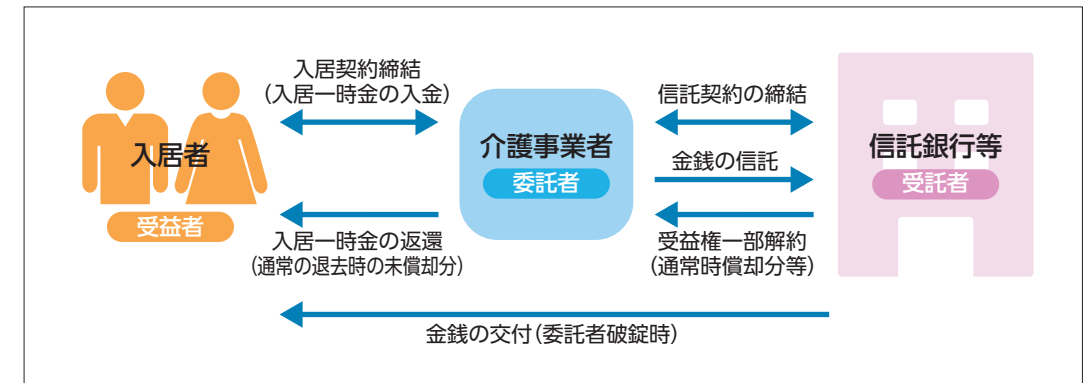
顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金などについて、事業者が破綻した場合などに顧客に返還すべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時

金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料などの保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

●老人ホームの入居一時金信託の仕組み

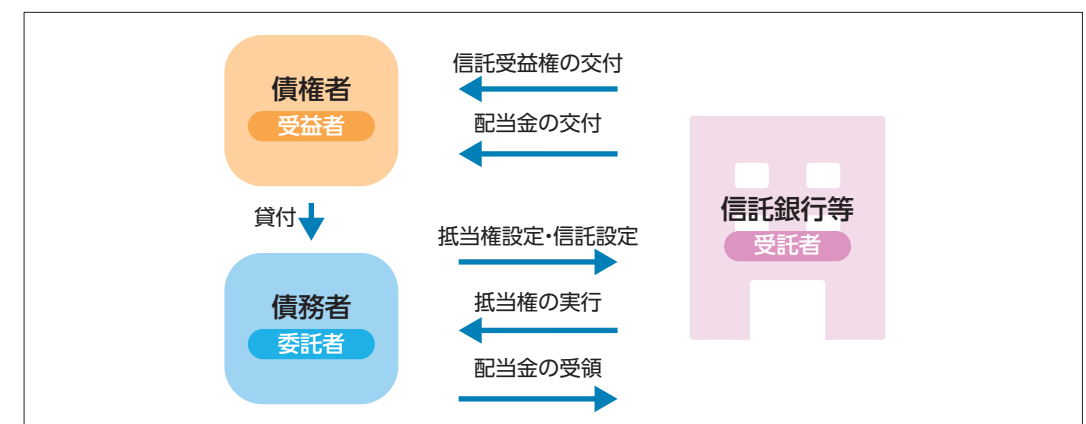


担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、

シンジケートローンなどにおいて利用されています。

●担保権の信託の仕組み



受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する証券(受益証券)を発行する信託です。例えば、貴金属を信託財産とする「内国商品現物型ETF」や、外国の株式、

ETN(指数連動証券)、ETF(上場投資信託)を国内で流通可能な有価証券にする「日本型預託証券(JDR)」に利用されています。

(3) 公益・福祉

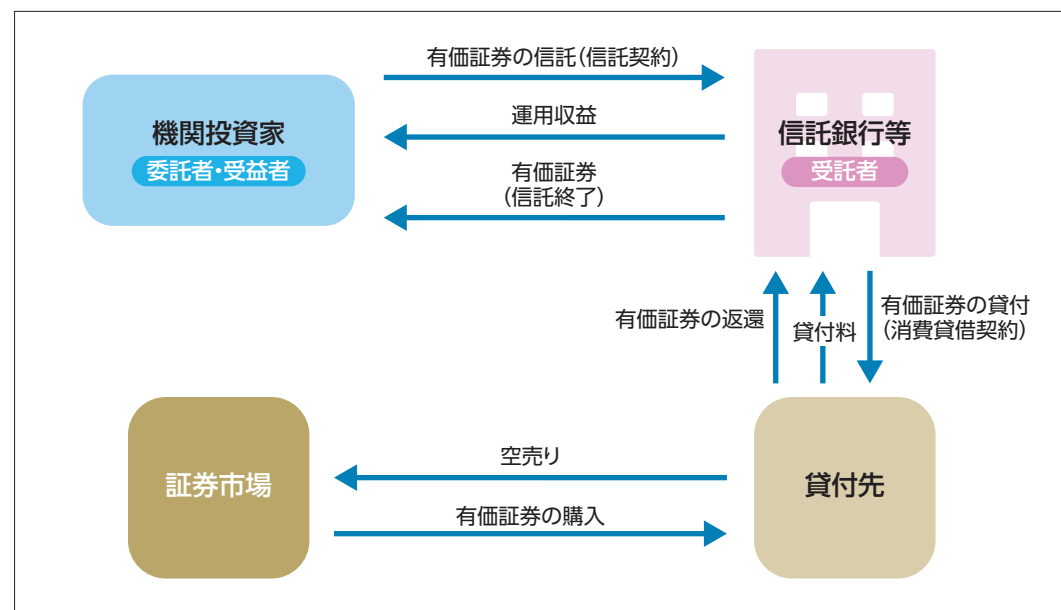
有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は72兆円(令和8年3月末現在)となっています。

有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用などによって収益をあげることが目的とした有価証券運用信託、有価証券の利息・配当

金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした有価証券管理信託などがあります。また、有価証券管理信託は、退職給付会計基準に対応した、年金資産の確保を目的とする退職給付信託などにも利用されています。

●有価証券運用信託(消費貸借型)の仕組み



証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っているほか、株式上場の手続きのサポートや株式・新

株予約権などの発行・管理に関するノウハウを生かしたコンサルティングなども行っています。

■証券代行業務取扱状況の推移(3月末現在)

(単位:社、千人)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
会社数	6,181	6,186	6,129	6,252	6,115
株主数	74,384	80,996	87,121	100,891	113,401

不動産業務

信託銀行等は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理などの幅広い不動産業務を行っています。

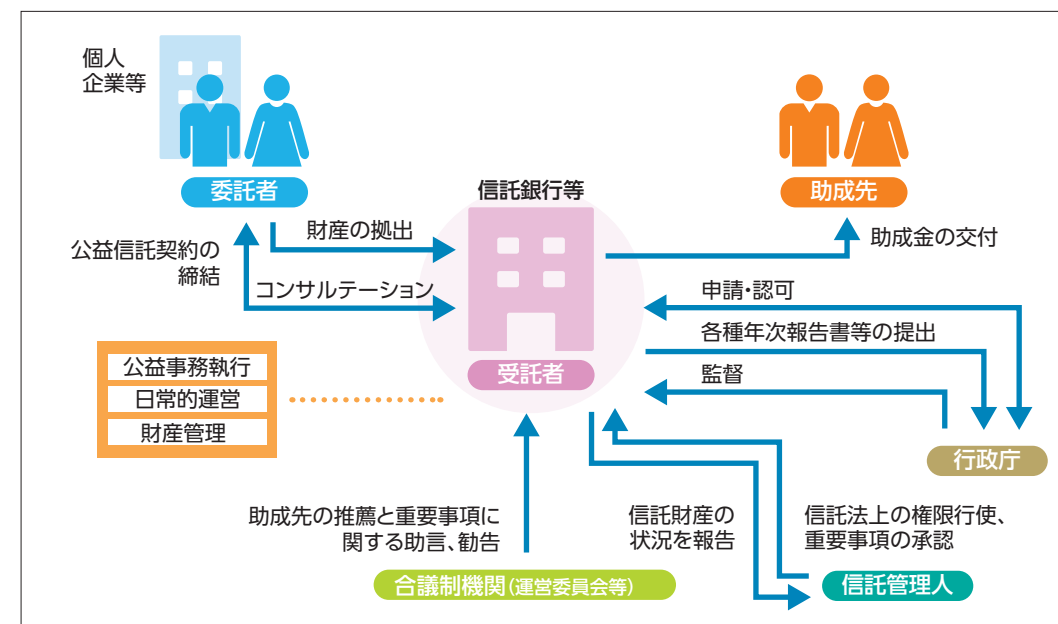
また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補435人(令和8年3月末現在)を擁しています。

公益信託

公益信託は、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や、利益の一部を社会に還元しようとする企業等が委託者となり、自らの財産を受託者に信託し、受託者は、委託者の想いを実現するために定められた公益信託の目的に従い、その財産を管理・運用し、公益活動を継続的に行う制度です。

令和8年4月1日に新公益信託制度が開始され、公益事務や信託財産、受託者の範囲が拡大し、より使いやすい制度となりました。委託者の想いを生かした民間の公益活動がより身近で活発に広がることが期待されています。

●公益信託の仕組み



(注) 上記の図は、信託銀行等が受託者となり、助成金の給付を実施する公益信託を表しています。

●公益信託の税制上の取扱い

公益信託を設定した委託者および公益信託へ寄附した寄附者に対して、以下の表のとおり取り扱われています。

委託者 (寄附者)	個人	寄附金控除 (相続または遺贈により取得した財産を支出した場合には相続税非課税)
	法人	一般寄附金と別枠で損金算入

●新公益信託制度開始に伴う広報活動

信託協会は、公益信託について紹介した冊子「公益信託-その制度のあらまし」およびリーフレット「公益信託」を全面改訂するとともに、ホームページの公益信託に関する各種コンテンツの更新を行いました。



コラム 新公益信託制度への移行認可第1号

令和8年4月1日に新公益信託制度が開始され、それ以前に設定された公益信託については、令和10年3月31日までの間に行政庁の認可を得ることで、新公益信託法に基づく公益信託に移行できます。

昭和54年に設定された「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト」は、令和8年6月に旧公益信託からの移行に係る第1号認可を受け、黄川田内閣府特命担当大臣による認可書の手交式が執り行われました。本信託は、共同受託による募金型の公益信託で、アジア諸国における社会開発、学術研究、教育、文化、農業、青少年育成等の振興に資する事業へ助成金の支給を行っています。

受託件数：361件、受託残高512億円(令和8年3月末現在)

(受託件数の内訳)

奨学金支給 117件、自然科学研究助成 58件、教育振興 46件、社会福祉 27件、国際協力・国際交流促進 25件、都市環境の整備・保全 24件、芸術・文化振興 17件、自然環境の保全 16件、人文科学研究助成 11件、その他 20件

特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行等と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利法人（認定NPO）など）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指

定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除などを受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

特定贈与信託

特定贈与信託（特定障害者扶養信託）は、障がい者の生活の安定を図ることを目的として、その親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費などにあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

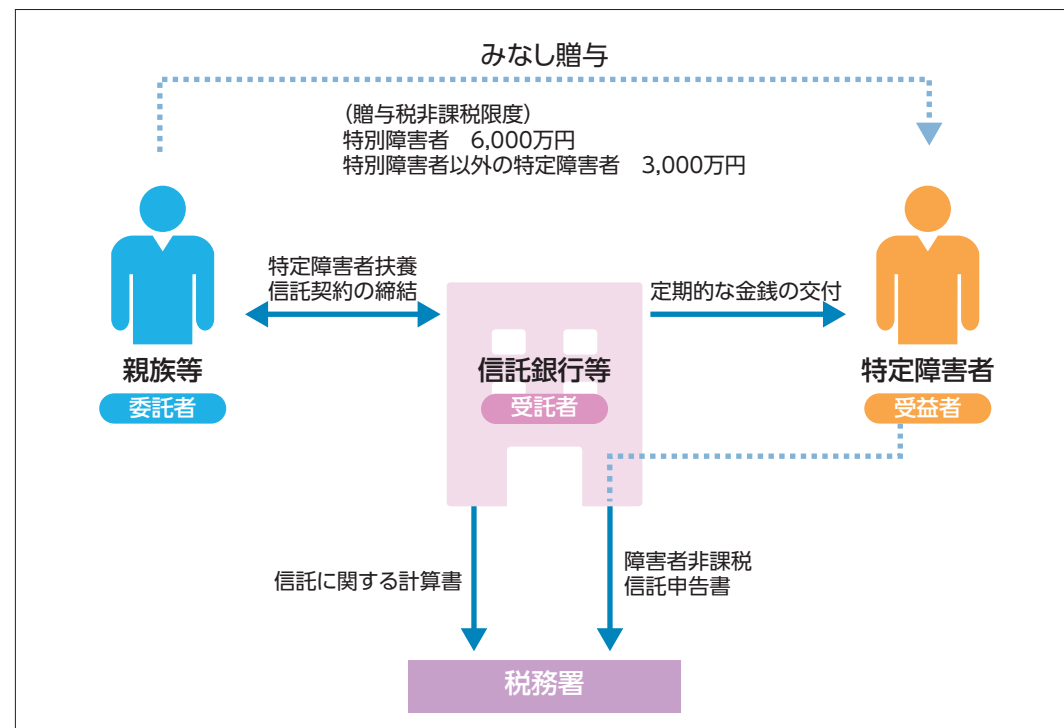
この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障がい者）については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者（中軽度の知的障がい者お

よび障害等級2級または3級の精神障がい者等）については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、基本的には、その相続人または受遺者に交付されますが、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設などを指定しておく、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、特定贈与信託の受託件数は3,154件、受託残高は681億円（令和8年3月末現在）となっています。

●特定贈与信託の仕組み



おすすめ動画



動画で学ぶ信託

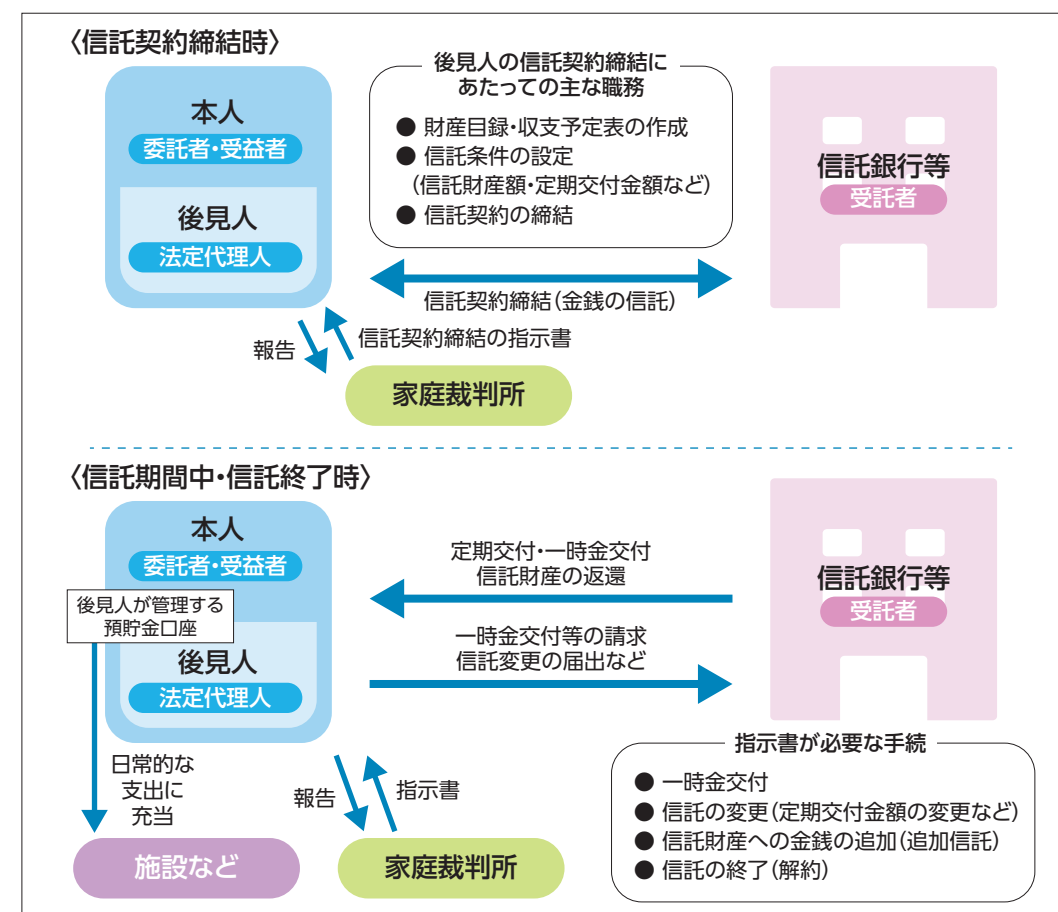
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、後見制度による支援を受けている方（本人）が金銭を信託銀行等に信託し（信託契約の締結手続は後見人が行います）、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

なお、後見制度支援信託の受託件数は13,459件、受託残高は4,653億円（令和8年3月末現在）となっています。

●後見制度支援信託の仕組み



おすすめ動画



動画で学ぶ信託

●後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度があります。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（本人）の親権者がいなくなった場合に、本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

●後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時（平成12年）に比べると、平成22年の開始事件数は4倍超の約3万件となっていました。他方で、件数の増加に伴い、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会が開催されました。その後、平成23年2月に信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。

5 信託協会創立100周年記念特集

(1) 信託協会100年のあゆみ

①〈大正〉信託協会の創立と草創期

大正8 (1919) 年2月26日、信託会社の業界団体として任意団体「信託会社協会」(会長:日米信託社長菅原通敬) が設立され、大正12 (1923) 年1月19日に「信託協会」に改称されました。その後、大正15 (1926) 年1月22日に大蔵省(当時) の認可を得て、社団法人信託協会が設立されました。

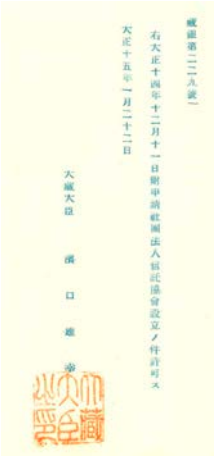
初代会長には、三井信託社長米山梅吉が就任し、本部のほか関東支部と関西支部が置かれました。設立当時の会員会社は33社でした。



米山梅吉会長肖像画、胸像(合成、信託協会蔵)

信託協会は、信託制度の発達と公共の利益の増進を目的とし、その目的達成のため、信託の利用の一般化、信託思想の普及宣伝、信託制度改善強化のための諸研究、信託会社の金融機関としての地位確立等のためにさまざまな活動を行いました。

信託協会は、発足以来会員の熱心な支持を得て、積極的に活動し、特に、わが国が準戦時体制に移行する前の昭和11 (1936) 年頃までの期間は、戦前の信託協会として最も活気に満ちた時代であったといわれています。



社団法人信託協会設立認可証(抜粋合成)

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1919	大正8	2月 任意団体「信託会社協会」設立 6月 事務局を日米信託内に開設 7月 会報『信託』第1巻第1号を発行 (大正13 (1924) 年第6巻第1号を発行、以後休刊)	
1921	10	12月 協会事務所を日米信託ビルディングに移転	
1923	12	1月 信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称 4月 信託協会大会を開催、初代会長に米山梅吉を選任 『信託法令集』を発行	1月 信託法・信託業法施行(大正11(1922)年4月公布) 9月 関東大震災発生 12月 旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
1925	14	2月 信託の解説を国定教科書に掲載するための運動を開始 10月 信託協会定時総会開催・協会組織を社団法人に改組	4月 治安維持法公布 5月 普通選挙法公布
1926	15	1月 「社団法人信託協会」創立(加盟会社33社) 3月 協会事務所を日本工業倶楽部に移転 信託解説書『信託講話』を発行 4月 米山会長によるラジオ放送「信託の話」 「全国信託会社信託財産調」(現在の「全国信託財産調」)の作成を開始	3月 東京ラジオ放送局、試験放送開始
			 日本工業倶楽部会館 (提供:一般社団法人日本工業倶楽部)

②〈昭和〉戦時体制への移行に伴う協会活動

昭和15 (1940) 年9月、のちの全国金融統制会の前身となる全国金融協議会が設立されると、信託協会もこれに加盟しました。そして、同協議会が傘下金融団体内部の各種会合の整理統合方針を打ち出したことなどの関係から、信託協会は昭和16 (1941) 年4月、従来の関東関西両支部を廃止し、あらためて大阪支部を設置しました。

さらに太平洋戦争に突入後、昭和17 (1942) 年4月に国家総動員法に基づく金融統制団体令が公布施行されました。この団体令に基づき9業態別統制会の設立命令が発せられると、信託業界も同年5月12日に「信託統制会」を設立し、その後成立した全国金融統制会の下部組織となりました。



各種会報



当時のものと思われる銘板2枚(合成)

従前の信託協会の果たした主たる役割が「信託統制会」に移されたことから、信託協会は昭和17 (1942) 年8月1日から「社団法人信託集会所」と改称し、その活動は会員間の倶楽部的親睦活動が中心となりました。その後、「信託統制会」は、昭和20 (1945) 年5月末日に「銀行信託統制会」に組み入れられることとなり、解散しました。

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1927	昭和2	3月 『信託協会会報』第1巻第1号を発行	
1928	3		4月 高等小学読本(教科書)第3学年用上巻に信託の解説が掲載
1929	4		5月 信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
			10月 世界恐慌勃発
1931	6		9月 満州事変勃発
1932	7		1月 上海事変勃発
1937	12		7月 日中戦争勃発
1938	13	3月 協会事務所を三信ビルディングに移転	
			
		三信ビルディング (提供:三井不動産株式会社)	
1939	14		9月 第二次世界大戦勃発
1941	16		12月 太平洋戦争勃発
1942	17	5月 「信託統制会」設立 8月 「社団法人信託集会所」に改称 『信託協会会報』を『信託集会所会報』に改題	4月 金融統制団体令公布施行

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1943	昭和18	12月 『信託集会所会報』を『信託統制会報』と改題し、 信託統制会より発行	5月 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ 信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行
1945	20	5月 『信託統制会』解散（6月 銀行信託統制会に吸収） 9月 協会事務所を三菱東九号館2号に移転 10月 「社団法人信託協会」の旧称に復帰	8月 太平洋戦争終結 9月 金融統制団体解散命令発出

③戦後の復興から高度経済成長期の協会活動

太平洋戦争が終結すると、金融統制団体の解散命令が発せられ、昭和20（1945）年9月30日、全国金融統制会は解散しました。

これに伴い「信託集会所」は再び戦前の信託協会本来の姿に復することとなり、同年10月1日に「社団法人信託協会」の旧称に復帰しました。

戦後の混乱のなか、壊滅の危機に瀕した信託業の経営を打開するため、信託協会は関係当局に意見書を提出する等の努力を続けました。



会報『信託』復刊第1号、復刊100号

昭和23（1948）年に信託会社が信託銀行となり、昭和27（1952）年に誕生した貸付信託が軌道に乗って、信託業界の金融界における地位が確立しはじめた昭和30年代後半（1960年以降）から、信託業務の健全な発展と信託業界の地位の向上を図るため、各種委員会組織の整備、事務局陣容の拡大等、協会機能の強化拡充のための措置を段階的に実行しました。



当時のものと思われる銘板2枚(合成)

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1948	昭和23		6月 大蔵省、信託会社に対し銀行業務兼営認可方針を提示 7月 信託会社が信託銀行に転換開始
1949	24	12月 会報『信託』復刊第1号を発行	
1951	26	2月 協会事務所を三井ビルディング新館（仲3号館）に移転	6月 証券投資信託法施行
1952	27		6月 貸付信託法施行
1954	29		10月 大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
1958	33		11月 証券代行業務の取扱開始
1959	34	5月 信託協会提供テレビ広告を開始	
1960	35	9月 協会事務所を日比谷三井ビルディングに移転	
			
		日比谷三井ビルディング (提供:三井不動産株式会社)	

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1962	昭和37	6月 信託研究奨励金制度を創設（昭和43（1968）年に一旦終了し、昭和47（1972）年に制度を拡充したうえで再発足）	4月 適格退職年金信託の取扱開始 (平成24（2012）年3月末をもって適格退職年金制度の廃止)
1964	39		10月 東京オリンピック開催
1966	41	4月 総務部、業務部を設置	10月 厚生年金基金信託の取扱開始 (平成26（2014）年3月末をもって新規設立停止)
1967	42	11月 協会事務所を日本ビルヂングに移転	
			
		日本ビルヂング (提供:三菱地所株式会社)	
1970	45		3月 大阪万博開催
1971	46	12月 調査部を設置	1月 財産形成信託の取扱開始
1972	47	6月 貸付信託法施行20周年 記念講演会を開催	2月 札幌オリンピック開催 5月 沖縄復帰
1973	48	1月『信託銀行読本』を発刊 4月 信託二法50周年記念事業を実施（「日本の信託」発行等） 信託文献センターを設置 11月 第1回信託研修会を実施	10月 第一次オイルショック発生
1974	49	「信託統計便覧（昭和48（1973）年9月末現在）」を発行（以降、毎3、9月末計数について発行。平成14（2002）年3月末分から冊子作成を廃止し、ホームページへの掲載のみとなった。）	
1975	50	4月 信託相談所を設置（協会初のニュースリリースを実施） 「特定贈与信託—その制度のあらまし—」を発行	5月 特定贈与信託の取扱開始 10月 財産形成給付金信託の取扱開始

④外資系信託銀行設立と信託協会への加盟（経済の成熟期）

昭和50年代後半（1975年以降）になると、わが国経済のストック化を背景に、信託の優れた特性が評価され、信託サービスに対する国民の期待が著しく高まりました。

これと期を同じくして海外からの金融資本市場開放の期待も高まり、昭和60（1985）年に外国銀行による信託業務への参入が認められ、翌61（1986）年にかけて9社の外資系信託銀行が設立されました。

信託協会では、この信託業の新たな担い手を受け入れるために、従来の社員制度に加えて準社員制度を設けました。当時設立された外資系信託銀行はすべて協会に準社員として加盟しました。



信託研究奨励金論集第1号、会報『信託』創立50周年記念号

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1976	昭和51	1月 会報『信託』協会創立50周年記念号を発行 4月 『信託用語辞典』を発刊 10月 信託法学会設置 信託協会が事務局を担当	
1977	52	10月 「公益信託―その制度のあらまし―」を発行	5月 公益信託の取扱開始
1978	53		11月 財産形成基金信託の取扱開始
1979	54		1月 第2次オイルショック発生
1981	56	3月 「やさしい信託のはなし」シリーズを発行	6月 貸付信託「ビッグ」の取扱開始
1982	57	5月 会報『信託』貸付信託法施行30周年記念特集号を発行	10月 財産形成年金信託の取扱開始
1983	58	7月 「やさしい信託のはなし」シリーズ「遺言と信託」を発行 11月 『信託銀行読本（改訂新版）』を発行	
1984	59		3月 土地信託の取扱開始
1985	60	「やさしい信託のはなし」シリーズ「公益活動と信託」を発行	9月 プラザ合意 10月 外資系信託銀行設立、信託業務取扱開始 12月 金銭信託「ヒット」の取扱開始
1986	61	12月 『信託研究奨励金論集』を発行 3月 準社員制度を設置 外資系信託銀行の加盟が始まる 4月 信託協会創立60周年記念として 標語「明日を拓く、いま信託の時代」を策定	
1987	62	4月 金融団体として初めてシンボルマーク（ロゴマーク）を制定 慶應義塾大学に信託法寄付講座を寄付 11月 公益信託10周年記念・講演とシンポジウムを開催	2月 ルーブル合意
1988	63		4月 財産形成住宅信託の取扱開始



●コラム 信託協会シンボルマークの制定(昭和62(1987)年4月)

信託協会は、昭和62(1987)年4月にシンボルマークを制定しました。
シンボルマークは、円形のデザインにより信託協会の協調性と国際性を表し、Tの文字により信託業界の発展性を強調、さらにTRUST(信託)の文字全体で組織の信頼性を表しています。カラーは、知性豊かな創造性を表すブルーです。

⑤<平成>信託子会社、地域金融機関の信託協会への加盟
(金融制度改革に伴う他業態からの信託業務への参入)

昭和60(1985)年から大蔵省(当時)の諮問機関である金融制度調査会においてわが国の金融制度改革について検討され、平成3(1991)年3月に大蔵大臣(当時)に提出された答申に基づき、いわゆる金融制度改革法が平成5(1993)年4月に施行されました。

この法律の施行を受けて、都市銀行や証券会社などの他業態が新設した信託子会社および兼営法の認可を受けた地域金融機関本体が信託業務に参入することとなり、順次信託協会に準社員として加盟しました。



広報誌『Trust』創刊号、各種刊行物

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1989	平成元	2月 「特定贈与信託リーフレット」を発行	4月 消費税導入 6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始
1990	2	3月 広報誌『Trust』を創刊(平成13(2001)年4月発行第41号をもって廃刊)	
1991	3		5月 国民年金基金信託の取扱開始
1992	4	8月 会報『信託』貸付信託法施行40周年記念特集号を発行 貸付信託資料集(施行40周年記念)を発刊 11月 信託通信講座を開講	11月 実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
1993	5	10月 信託子会社の協会への加盟が始まる	4月 金融制度及び証券取引制度の改革のための 関係法律の整備等に関する法律施行 7月 信託代理店による信託業務の取扱開始 10月 信託子会社・地域金融機関本体による 信託業務の取扱開始
1994	6	4月 地域金融機関の加盟が始まる	
1995	7	10月 信託協会が委託者となり「公益信託 阪神・淡路大震災 遺児育英基金」を設定(平成17(2005)年3月31日をもって終了。残余財産は兵庫県に寄付)	1月 阪神・淡路大震災

⑥信託会社の設立と信託協会への加盟(信託業法の改正)

平成14(2002)年6月から内閣総理大臣、金融庁長官および財務大臣の諮問機関である金融審議会において信託業のあり方について検討が行われ、平成16(2004)年12月に「改正信託業法」が施行されました。

この法律の施行を受けて、管理型および運用型の信託会社が漸次設立され、信託協会に準社員として加盟しました。

なお、これらの新たな担い手の参入や時代のニーズに合わせて、信託協会は事務局の各種の組織改正といった体制整備などを行いました。



広報用DVD、ビデオ



信託業法改正、信託法改正パンフレット

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1996	平成8	2月 会報『信託』信託協会創立70周年記念特集号を発行 4月 早稲田大学に信託法寄付講座を寄付 『新 信託銀行読本』を発刊	11月 金融システム改革(日本版ビックバン)
1997	9	7月 公益信託20周年記念事業実施(平成2(1990)年に発刊し、その後数次にわたり改訂を行った『公益信託要覧』の改訂、公益信託ホームページ開設) 「公益信託～あなたの想いが社会に生きる～(リーフレット)」を発行 8月 会報『信託』公益信託20周年特集号を発行 10月 コンプライアンス推進室を設置 12月 広報用ビデオ「信託ってなあに」を作成	

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
1998	平成10	4月 東京大学に信託法寄付講座を寄付	2月 長野オリンピック開催
			6月 金融監督庁の発足
			9月 資産の流動化に関する法律施行
			12月 証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
1999	11	7月～9月 ホームページの内容を拡充（信託統計データ、海外刊行物、ニュースリリース等を掲載）	9月 退職給付信託の取扱開始
2000	12		7月 金融監督庁、金融庁に改組
2001	13		1月 大蔵省、財務省に改組
			9月 アメリカ同時多発テロ発生
			10月 確定拠出年金法施行
2002	14	2月 『新版 信託実務用語辞典』を発刊	2月 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（兼営法）の一部改正施行（都市銀行等の信託業務の解禁等）
		11月 都市銀行等の加盟が始まる	4月 確定給付企業年金法施行
2003	15	11月 公益信託制度研究30周年記念シンポジウムを開催（公益法人協会との共催）	
2004	16	3月 ホームページについて、利便性向上の観点からトップページデザインの見直し	12月 改正信託業法施行（受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等）
2005	17	1月 信託業法の改正を受けて、パンフレット「信託の新たな発展に向けて」を発行	
		3月 個人情報保護推進室を設置	
		4月 認定個人情報保護団体としての認定を取得	4月 個人情報保護法施行
		6月 信託会社の加盟が始まる	
2006	18	12月 企画室を設置	
2007	19	3月 改正信託法の成立を受けて、パンフレット「新しい信託法の概要」を発行	9月 改正信託法・信託業法施行（受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等）
		信託法・信託業法改正シンポジウムを開催	金融商品取引法施行
		8月 経済広報センターの「教員の民間企業研修」制度を利用した教員研修を開始	
		10月 ホームページについて、信託に関心のある方向けに「はじめての信託」、より詳しく知りたい方向けに「もっと信託」のコーナーを開設するなど、全面的なリニューアルを実施	
2008	20	1月 信託制度・商品について解説した映像コンテンツのDVDを作成	

⑦一般社団法人への移行

平成20（2008）年12月に施行された公益法人制度改革に係る関係法律を受けて、従来の社団法人は平成25（2013）年11月までに「一般社団法人」か、「公益社団法人」のいずれかに移行することとなったため、信託協会は、一般社団法人への移行を決定し、移行登記を経て平成23（2011）年10月3日に「一般社団法人信託協会」となりました。



西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
2009	平成21	6月 第1回信託オープンセミナーを開催	
2010	22	9月 指定紛争解決機関としての指定を取得	
2011	23	2月 「後見制度支援信託リーフレット」を発行	3月 東日本大震災
		10月 一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称	
2012	24	11月 「特定寄附信託リーフレット」を発行	1月 特定寄附信託の取扱開始
			2月 後見制度支援信託の取扱開始

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
2013	平成25	4月 「教育資金贈与信託リーフレット」を発行	4月 教育資金贈与信託の取扱開始
2014	26	12月 協会事務所を岸本ビルディングに移転	
2015	27	4月 英文ホームページを開設	4月 結婚・子育て支援信託の取扱開始
		「結婚・子育て支援信託リーフレット」の発行	
		12月 創立90周年記念シンポジウムの開催	
		基本編「信託の活用例」等、活用・実例編「教育資金贈与信託」等計8つの動画を作成し、ホームページおよびYouTubeページで公開	
2016	28	1月 創立90周年記念セミナーの開催	
		「あなたのそばにある身近な信託」の発行	
2018	30	1月 ホームページにて、初心者向けに信託の仕組みや活用事例をわかりやすく解説した「イチから学ぶ信託」のページを新設。また、クイズ形式で理解度をチェックできるようにするなど、より親しみやすい内容とするための全面リニューアルを実施	
2019	31	2月 「遺言代用信託リーフレット」を発行	



⑧〈令和〉創立100周年を迎えて

令和8（2026）年1月22日、信託協会は創立100周年を迎えました。これからも、信託思想の普及、信託研究の振興をはじめ、社会の負託に応えていくための施策を図り、信託制度の更なる普及・発展に貢献してまいります。

西暦	和暦	信託協会関係	業界・社会一般関係
2020	令和2		新型コロナウイルス感染症の発生・流行
2021	3		7月 東京オリンピック開催
			9月 104consortium発足（令和6（2024）年3月終了）
2022	4	5～6月 教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託をマンガや動画で平易に解説する特設コンテンツを開設	11月 信託未来プロジェクト発足（令和7（2025）年3月終了）
		12月 信託法・信託業法制定100周年記念シンポジウムを開催	
2024	6	12月 公益信託法改正に関する公開シンポジウムを開催	4月 金融経済教育推進機構（J-FLEC）設立
2025	7	3月 ニュースリリース「信託業界のありたい姿（2050年に向けて）の策定について」を公表	4月 大阪・関西万博開催
2026	8	1月 創立100周年を迎える（22日）	
		創立100周年記念サイトを開設	
		2月 創立100周年記念シンポジウムを開催	
		会報『信託』信託協会創立100周年記念特集号を発行	
		4月 創立100周年記念信託大会を開催	4月 新公益信託法施行

●信託業界のありたい姿（2050年に向けて）

信託業界のありたい姿

- ★ フィデューシャリー・デューティーを高度に発揮し、時代の変化に応じた社会課題の解決や社会的価値の創出をリードする存在
- ★ 国民から広く認識され必要とされるよう、信託を発展させ普及する存在

ベンチマーク①
要望活動等を通じた社会課題解決・価値創出に資する信託商品・サービスの開発 10件

ベンチマーク②
信託の認知度 100%

信託財産総額の増加

※より詳しい「信託協会100年のあゆみ」を、当協会創立100周年記念サイトの次のページに掲載しております。
「100年のあゆみ」
URL：<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/100th/>

100年のあゆみ

(2) 信託協会創立100周年記念事業

信託協会は、令和8年1月22日に創立100周年を迎えました。「感謝」を伝える、これまでの歴史・これからのビジョンの「共有」、ステークホルダーへの「アピール」をコンセプトとして、各種の100周年記念事業を実施しました。

信託協会創立100周年記念シンポジウムの開催

信託協会は、100周年の祝賀、関係者への感謝を伝える場として、また、これまでの協会や加盟会社が歩んできた歴史を振り返り、当局や業界関係者と中長期的な未来へのビジョンを共有することを目的として、令和8年2月24日（火）に経団連会館において、シンポジウムを開催し、来場222名、オンライン179名の計401名のご出席をいただきました。

<パネリスト>

東京大学名誉教授	伊藤 元重 氏
金融庁企画市場局長	井上 俊剛 氏
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子 氏
信託協会会長	窪田 博 氏

<モデレーター>

信託協会専務理事	川嶋 真 氏
----------	--------

当日は、窪田 博信託協会会長（三菱UFJ信託銀行取締役社長）による開会挨拶の後、伊藤 豊金融庁長官に来賓挨拶をいただき、伊藤元重東京大学名誉教授から「転換期の日本経済—インフレとグローバル化」と題する基調講演をいただきました。

続いて、「信託の過去、現在、未来」をテーマにパネルディスカッションを実施いたしました。



記念品の制作・配付



信託協会では、100周年を記念して、ロゴマークと100周年のデザインを入れたボールペンを制作し、創立100周年記念シンポジウム等で配付しました。

会報『信託』創立100周年記念号

令和8年2月、信託協会の機関誌である会報『信託』第305号を創立100周年記念号として発行いたしました。

金融担当大臣、日本銀行総裁をはじめ、法律、税制、経済の各分野における、信託や信託協会にゆかりのある研究者の方々から頂戴した祝辞、法律・経済分野の研究者や信託の実務家による論稿などを掲載しております。

また、会長の巻頭言、副会長、理事からの寄稿のほか、資料として、過去一世紀にわたる信託業界および信託協会の歩みを要約した「年表」および「統計」も掲載しております。



信託研究奨励金制度の拡充

信託協会では、信託研究の振興を図り、わが国における信託制度の一層の発展を期するため、信託研究奨励金制度を設け、広く信託に関する研究を志す有為な方々に対し奨励金を贈呈しています。

協会創立100周年にあたる令和7年度から奨励金の総額の枠を1,000万円から1,500万円に増額する

などの拡充を行い、贈呈対象件数30件、贈呈金額1,480万円を令和7年12月18日開催の理事会において決定しました。

本制度は昭和47年に発足し、これまでに贈呈した件数は926件、贈呈総額は4億1,610万円にのぼっています。

100周年記念サイトの開設



信託協会では、令和8年1月に記念サイトを開設しました。コンテンツは、100年のあゆみ（年表）、シンボルマークの制定（コラム）、数字でみる100年（信託財産残高の推移、加盟会社数の推移）、記念シンポジウム、会報『信託』創立100周年記念号の紹介から構成されています。

URL: <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/100th/>
あわせて、昭和100年関連特集のページを新設しました。

100th
ANNIVERSARY
100周年のロゴマーク



第101回 信託大会の開催

信託協会は、令和8年4月13日、経団連会館において、オンライン配信を併用して第101回信託大会を開催しました。

はじめに、笹田賢一信託協会会長（みずほ信託銀行取締役社長）から「信託機能の発揮による強い経済と豊かな社会への貢献」および「100年積み重ねた信頼の一層の向上」について所信を述べた後、



片山さつき金融担当大臣、植田和男日本銀行総裁（代理 氷見野良三日本銀行副総裁）からそれぞれ挨拶をいただきました。

また、溜箭将之東京大学大学院法学政治学研究科教授による「これからの信託—歴史と比較法から考える」と題する講演を実施しました。



片山金融担当大臣



植田日本銀行総裁
（代理 氷見野日本銀行副総裁）



社員会社4社社長懇談
（左から）そな銀行/千田社長、三井住友トラストグループ/大山社長、みずほ信託銀行/笹田社長、三菱UFJ信託銀行/窪田社長

(3) 数字で見る100年

信託財産残高の推移

信託財産の受託残高は、現在までおおむね右肩上がりのトレンドで増加してきました。

昭和61 (1986) 年に100兆円を突破し、その後、平成16 (2004) 年に500兆円、平成28 (2016) 年に1,000兆円、令和4 (2022) 年に1,500兆円を超え、令和8 (2026) 年3月末現在での受託残高は1,994兆円となっています。

【100年前の信託財産残高】

信託協会が創立した100年前の大正15 (1926) 年当時の信託財産残高は、約6億3千万円 (同年11月末※¹) でした。現在とは貨幣価値が異なりますので、一概に現在と比較はできませんが、例えば、当時の生産国民所得 (推計値) は、約132億円 (※²)、国の一般会計予算は、約21億円 (※³) であったことから、信託法、信託業法が施行されてから約3年間で一定の規模に達していたことがうかがわれます。

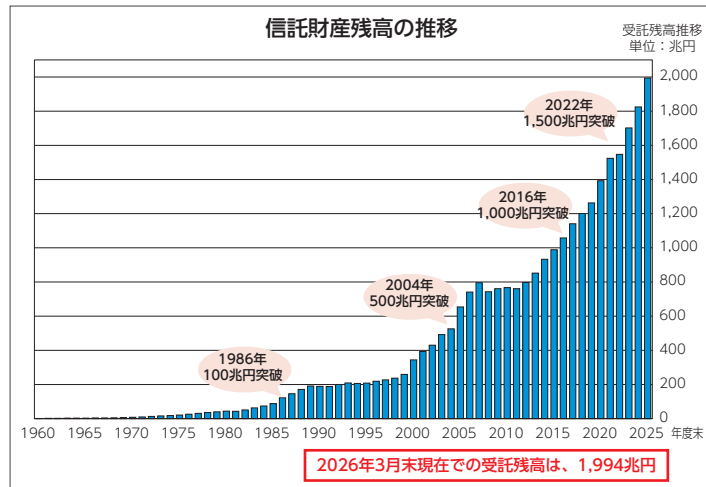
<参考>

令和7 (2025) 年3月末現在の信託財産残高は、1,825兆円であり、令和6 (2024) 年度の実質GDPは約558.7兆円 (※⁴)、令和7年度の国の一般会計予算は約115.2兆円 (※⁵) です。

(計数の出典)

※¹ 信託協会『信託協会会報 第2巻臨時号』(1938年) ※² 日本銀行統計局 (編)『復刻版 明治以降本邦主要経済統計』(並木書房1999年) 32頁

※³ 日本銀行統計局 (編)『復刻版 明治以降本邦主要経済統計』(並木書房1999年) 133頁 ※⁴ 内閣府公表計数 ※⁵ 財務省公表計数



加盟会社数の推移

信託協会の創立当時の加盟会社数は、信託会社 (※¹) が33社でした。その後、大恐慌の影響により信託会社の合併や、戦時体制への対応の一環として兼営法 (※²) が施行されたことに伴う信託会社の親銀行への吸収などにより、加盟会社数は減少し、第二次世界大戦後は、大蔵省 (当時) の銀行・信託の分離方針を受けて、昭和41 (1966) 年には信託銀行7社と信託を兼営する都市銀行1社の8社となりました。

その後、昭和60 (1985) 年の外資系信託銀行の参入、平成5 (1993) 年の金融制度改革法の施行に

伴う信託子会社、地方銀行の参入、平成14 (2002) 年の兼営法の改正に伴う、都市銀行の参入があり、加盟会社数は増加しました。

さらに、平成16 (2004) 年の信託業法改正に基づく信託会社の参入、また、協同組織金融機関や地方銀行等の断続的な参入に伴い、加盟会社数は増加を続け、創立100周年を迎える令和8 (2026) 年1月時点では、91社となりました (本冊子発行時点の加盟会社は、巻末の「信託協会加盟会社一覧」をご参照ください。)

※¹ 平成16 (2004) 年信託業法改正前の旧信託業法の免許を受けた信託会社になります。

※² 「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」(現「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」)

創立当初と現在の
加盟会社数

大正15(1926)年1月
会員会社33社

令和8(2026)年1月
加盟会社91社

内訳
・社員会社 4社
(信託兼営金融機関)
・準社員会社 87社
信託兼営金融機関※ 53社
信託会社 34社

※信託銀行、都市銀行、
地方銀行等があります。

6 信託業界・協会を巡る動向

(1) 主な出来事

税制改正に関する要望

信託協会では、令和7年9月に「令和8年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主要要望項目】

1. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および拡充
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
3. 特定受益証券発行信託における非現金収入収益の利益留保割合計算からの除外

4. 「受益証券発行信託計算規則」における資本取引規定の整備に伴う税制上の取扱いの明確化
5. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
6. 事業承継における信託の活用等

その結果、「企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃」については、課税停止措置が3年延長されたほか、「事業承継における信託の活用等」は、特例承継計画の提出期限延長が措置されました。

規制改革に関する提案

信託協会では、令和7年10月に「規制改革に関する提案」(計10項目)を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン (縦割り110番)」に提出すると

ともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

(2) 信託業界・協会のこの1年間の動き

年 月 日		事 項
令和7年	9月18日	信託協会、「令和8年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、関係省庁等に提出
	10月24日	信託協会、「規制改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
	11月4日	信託協会、「上場企業の株主総会における個人株主等の議決権行使状況について」を発表
	12月18日	信託協会、令和7年度信託研究奨励金の贈呈を決定
令和8年	1月13日	信託協会、「信託の受託概況(令和7年9月末現在)」を発表
	4月	信託協会、令和8年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付
	4月1日	信託協会、令和8年度信託研究奨励金の募集を開始
	4月16日	みなと銀行、準社員として信託協会に入会
	5月21日	城北信用金庫、準社員として信託協会に入会
	6月5日	信託協会、「企業年金(確定給付型)の受託概況(令和8年3月末現在、速報値)」を発表
	7月10日	信託協会、「信託の受託概況(令和8年3月末現在)」を発表
	7月16日	北洋銀行、準社員として信託協会に入会
	7月21日	信託協会、「公益信託の受託概況(令和8年3月末現在)」を発表



令和7年度信託研究奨励金贈呈式 (令和8年1月23日)

7 信託協会の概要

(1) 目的および事業

信託協会は、信託業務を営む金融機関（信託銀行、都市銀行、地方銀行など）や信託会社が加盟する金融団体で、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的として、主に次のような活動をしています。

1. 信託に関する調査研究および資料収集
2. 信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
3. 関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
4. 信託の研究振興に関する企画、運営
5. 信託の社会的機能等に関する広報活動
6. 信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
7. 相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

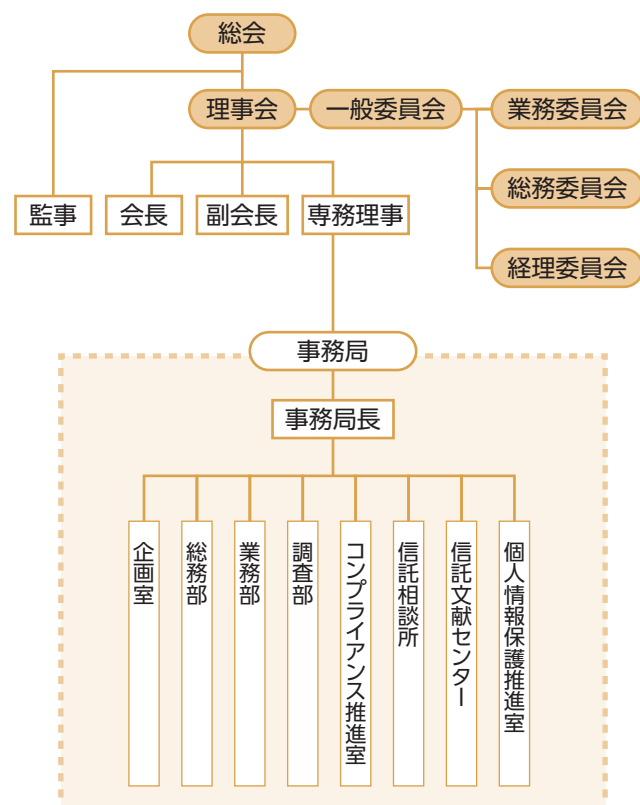
認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

(2) 組織

信託協会では、総会、理事会および理事会を補佐する機関としての一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置き、活動の方針・意思決定等を行っています。

組織図



また、事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

信託相談所

当協会は、「信託相談所」を設置し、信託や信託銀行等に関するさまざまな照会・相談・要望を受け付けています。また、信託銀行等の業務に対する苦情も受け付けており、トラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

相談受付時間 午前9時～午後5時15分
（※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

電話 ☎ 03-6206-3988
（スマートフォン・携帯電話の方）
☎ 0120-817-335
（固定電話の方）

信託相談所



信託文献センター

当協会は、「信託文献センター」を設置し、信託に関する内外の文献・資料を収集し、信託に携わる研究者および実務家等の閲覧に供しています。

開館時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時（要予約）
（※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日は休館いたします。）

☎ 03-6206-3987

信託文献センター



(3) 信託協会加盟会社一覧(令和8年7月末現在)

社員会社(4社)

- 三井住友トラストグループ株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社りそな銀行

準社員会社(90社)

- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- SBI新生信託銀行株式会社
- 株式会社 日本カストディ銀行
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 南都銀行
- 株式会社 北國銀行
- 株式会社 大垣共立銀行
- 株式会社 第四北越銀行
- 株式会社 関西みらい銀行
- 株式会社 七十七銀行
- 株式会社 北洋銀行
- 信金中央金庫
- 大阪府信用農業協同組合連合会
- キャピタル信託株式会社
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- SBIクリアリング信託株式会社
- LGTウェルスマネジメント信託株式会社
- 株式会社山田エスクロー信託
- ほがらか信託株式会社
- プルデンシャル信託株式会社
- 積水ハウス信託株式会社
- コタエル信託株式会社
- 三好スマイル信託株式会社
- みどり信託株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 きらぼし銀行
- 株式会社 鹿児島銀行
- 株式会社 北陸銀行
- 株式会社 横浜銀行
- 株式会社 池田泉州銀行
- 株式会社 名古屋銀行
- 株式会社 整理回収機構
- 株式会社 あおぞら銀行
- 城北信用金庫
- 株式会社 朝日信託
- スターツ信託株式会社
- フィンテックグローバル信託株式会社
- JIA信託株式会社
- 株式会社日税信託
- SMFL信託株式会社
- ミトラ信託株式会社
- 大和リビング信託株式会社
- 株式会社パソナ知財信託
- キャストグローバル信託株式会社
- 株式会社OAG信託
- 農中信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 株式会社 SMBC信託銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 八十二長野銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 群馬銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 株式会社 京都銀行
- 株式会社 武蔵野銀行
- 株式会社 足利銀行
- 株式会社 滋賀銀行
- 株式会社 十六銀行
- 株式会社 みなと銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- 株式会社 埼玉りそな銀行
- 三菱HCキャピタル信託株式会社
- 楽天信託株式会社
- 株式会社FPG信託
- ジェイバリュー信託株式会社
- オルタナ信託株式会社
- ファースト信託株式会社
- 大東みらい信託株式会社
- すみれ地域信託株式会社
- 留学安心信託株式会社
- 株式会社貝沼信託不動産
- 株式会社グライフ信託
- 株式会社UK信託